

令和 7 年度

建設工事指名選定要領

綾 部 市

建設工事指名選定要領

（趣旨）

第1条 綾部市が発注する建設工事の請負契約を締結する場合の指名競争入札に参加する者の選定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請の時期および方法等について（昭和40年綾部市告示第49号）及びその他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

（発注標準）

第2条 指名競争入札に参加する者を選定する場合、指名競争入札に参加する者として必要な資格を有する者（以下、「有資格業者」という）で、別表「建設工事発注標準」に掲げる発注予定工事の契約予定金額に応じた等級区分の格付けを有する者の中から選定する。

2 前項に規定する有資格業者の数が少数である場合、その他特に必要があるときは、発注予定工事の契約予定金額に応じ、その直近の下位の等級に属する有資格業者を指名することができる。

3 災害その他の理由により緊急に施工する必要がある場合、特別の技術又は特定の機械設備を必要とする場合等においては、その工事の属する工事種別の有資格業者の中から指名することができる。

（別 表） 建設工事発注標準

等級	契 約 予 定 金 額
A 1	制 限 な し
A	制 限 な し（土木一式工事は10,000万円未満）
B	5,000万円未満（建築一式工事は8,000万円未満）
C	1,000万円未満
D	200万円未満

※ この発注標準は、各等級の発注上限を定めたものであるが、各年度の事業量に応じ、上限額を切り下げることがある。

(指名基準)

第3条 指名競争入札に参加する者を指名しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意するとともに、その年度における指名状況及び随意契約の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏らないようにする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 手持ち工事の状況
- (5) 技術者の状況
- (6) 当該工事に対する地理的条件
- (7) 当該工事についての技術的適性
- (8) 安全管理の状況
- (9) 労働福祉の状況

(選定手続き)

第4条 業者の選定に当たっては、指名委員会の審査を経た上で、厳正に行う。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。